

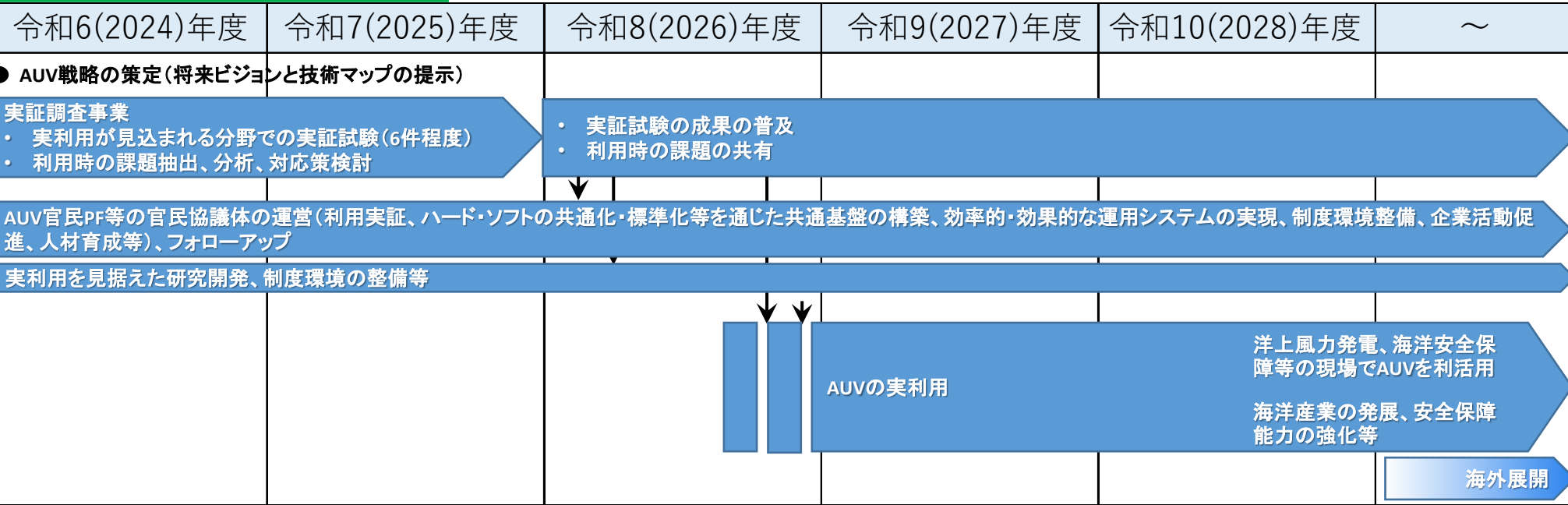
## 背景・現状及び施策の必要性

- 海洋の省人化、生産性向上等に資するAUVについて、洋上風力発電、海洋資源開発等様々な分野への導入が期待されており、官民連携のほか、研究開発や利用促進に関し、内閣府（総合海洋政策推進事務局）が主体となり府省横断的に取組を進める必要がある。
- 我が国は高い技術を持つが、産業化は欧米が先行しており、国産化・産業化が急務。

## 達成すべき目標

令和12(2030)年までに我が国のAUV産業が育成され、海外展開までを可能とする。

## 取組の方向性



### 【関係者の役割】

- ・ 全体像の提示や司令塔機能、AUV官民プラットフォームの運営を通じた官民連携の促進、利用実証の実施等：内閣府総合海洋政策推進事務局
- ・ AUVの研究開発：内閣府科学技術・イノベーション推進事務局、文部科学省、国土交通省、防衛省
- ・ AUVの利用推進：農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

## 主な成果指標

- ・ 令和7(2025)年度までにAUVの利用実証を6件程度実施。
- ・ 令和9(2027)年度までに産学官で少なくとも10件程度のAUVの実利用につなげる。
- ・ 令和12(2030)年度までに洋上風力発電設備の点検、海中の監視・警戒、搜索等の場面でAUVが利活用される。

# 海洋開発重点戦略概要 「海洋状況把握(MDA)及び情報の利活用の推進」について

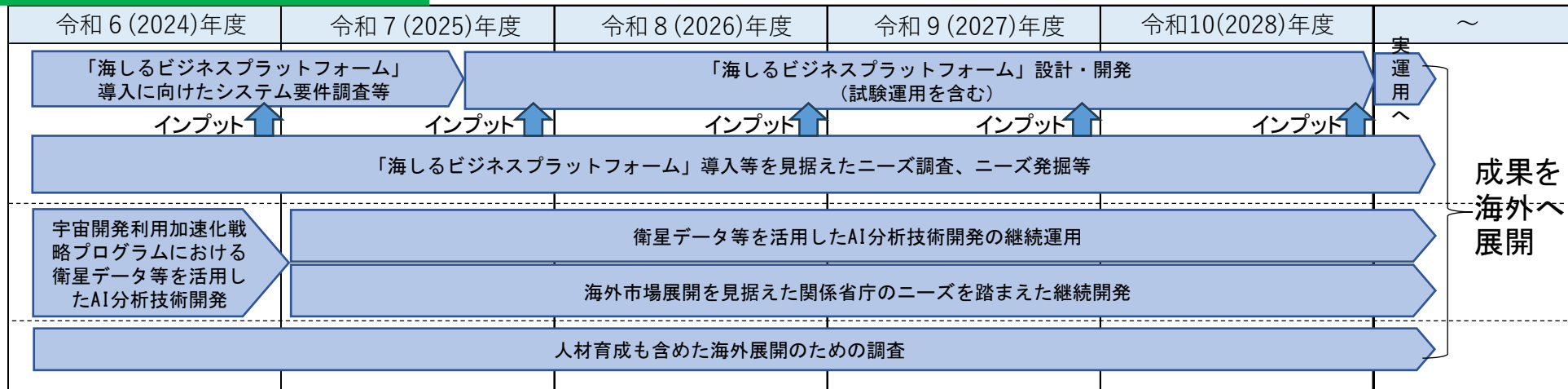
## 背景・現状及び施策の必要性

- 海洋情報の産業分野への利活用促進を図るため、民間ニーズを把握し、新たな仕組みを設計することが必要
- 我が国領海等における膨大な数の船舶から、リスクを早期に発見、低減・縮小化を図るため、衛星データ等の情報を分析するためのAIシステムを活用し、関連省庁のニーズをフィードバックしつつ継続開発する必要
- 上記成果物や知見等を活用し、シーレーン沿岸国等に対し、面的支援を実施する必要

## 達成すべき目標

- 令和11(2029)年度までに、「海しる」を元にして、「海しるビジネスプラットフォーム」を構築
- 宇宙開発利用加速化戦略プログラムにて開発中の衛星データ等を活用したAI分析技術開発について、試験運用しつつ、関係省庁のニーズを踏まえた継続開発を実施し、海外市場展開も見据えたシステムの開発を令和11(2029)年度までに実現。

## 取組の方向性



【関係者の役割】 内閣府:全体像の提示、ニーズ調査、開発工程管理等  
海上保安庁:AI分析技術について、システム開発を推進する  
使用省庁: 産業界への働きかけ/ユーザーとしてのニーズ提案

## 主な成果指標

- 令和11(2029)年度までに「海しるビジネスプラットフォーム」への有償情報掲載を20件とするほか、「衛星データ等を活用したAI分析技術開発」において海外展開を見据えたシステムの開発を実現
- 令和11(2029)年度までに、外国政府とのシステムを通じた連携の確立を図る

## 背景・現状及び施策の必要性

- 洋上風力発電は、再エネ主力電源化に向けた切り札。再エネ海域利用法に基づき、領海及び内水を対象としたプロジェクトが具体化。
- 2050年カーボンニュートラル実現のためには、領海及び内水だけでなく、我が国の排他的経済水域（EEZ）においても案件形成に取り組んでいくことが必要。

## 達成すべき目標

2030年までに1,000万kW、2040年までに3,000~4,500万kWの案件形成を目指す。

## 取組の方向性

令和 6 (2024)年度	令和 7 (2025)年度	令和 8 (2026)年度	令和 9 (2027)年度	令和10(2028)年度	～
EEZ展開に向けた法整備・施行に向けた政省令の整備等 <div style="position: absolute; left: 250px; top: 40px;">                         ★ 施行※令和6年通常国会における成立を前提                          ↓ 施行後                     </div>					
EEZにおける適地選定・案件形成					
適地選定のためのデータ整備					
領海及び内水における適地選定・案件形成					

### 【関係者の役割】

内閣府：基本方針の改定等全体取りまとめ、適地選定のためのデータ整備

経済産業省：ガイドラインの策定及び改正、領海・内水に加えEEZにおける案件形成の促進、区域指定のための事前調査の実施、募集区域の指定、事業者の選定等

国土交通省：ガイドラインの策定及び改正、領海・内水に加えEEZにおける案件形成の促進、促進区域指定のための事前調査の実施、事業者の選定、基地港湾の計画的整備等

環境省：区域指定等のための海洋環境調査の実施

## 主な成果指標

改正法施行までに、適地選定のために不可欠なデータのうち特に重要なものについて、募集区域の指定に資するよう関係府省横断で活用できる形で整備し、EEZにおける適地選定・案件形成の促進を図る。

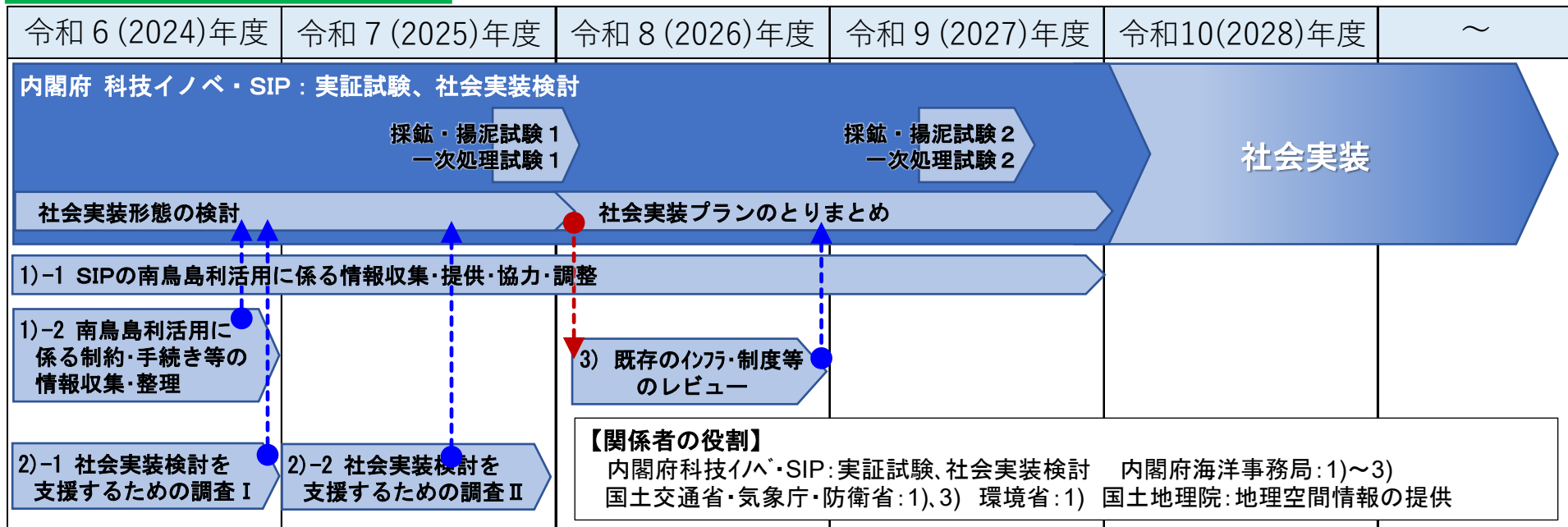
背景・現状及び施策の必要性

- 我が国の経済安全保障の確保、気候変動緩和策の安定的な推進のため、南鳥島周辺海域のレアアース生産が必要
- SIPによるレアアース生産の社会実装検討には、南鳥島の特殊性を踏まえた各種情報提供や協力など支援が必要

達成すべき目標

- ・ SIPによる実効性の高い社会実装プランのとりまとめ（令和9（2027）年度目標）を支援し、社会実装の早期実現を促す。

取組の方向性



主な成果指標

【社会実装検討：プロジェクトの実効性の確保】

- 令和8（2026）年3月まで 内閣府等による南鳥島の利活用支援のための情報収集・調査
- 令和8（2026）年3月まで SIPによる社会実装形態案のとりまとめ ← 支援
- 令和9（2027）年3月まで 内閣府等による南鳥島における既存施設・制度等のレビュー
- 令和10（2028）年3月まで SIPによるレアアース生産の社会実装化プランのとりまとめ ← 支援 ⇒ 令和10（2028）年度以降、社会実装へ

【適用技術の実証：SIPによるレアアース生産に係る試験】

- 令和8（2026）年2月まで 採鉱・揚泥試験1（技術実証）、 令和8（2026）年4月まで 一次処理試験1（精錬処理等の技術実証）
- 令和9（2027）年10月まで 採鉱・揚泥試験2（350t/日規模）、 令和9（2027）年12月まで 一次処理試験2（350t/日規模の精錬処理等）

●：内閣府海洋事務局、国交省・気象庁・国土地理院・環境省・防衛省  
○：内閣府科学技術イノベーション推進事務局・SIP

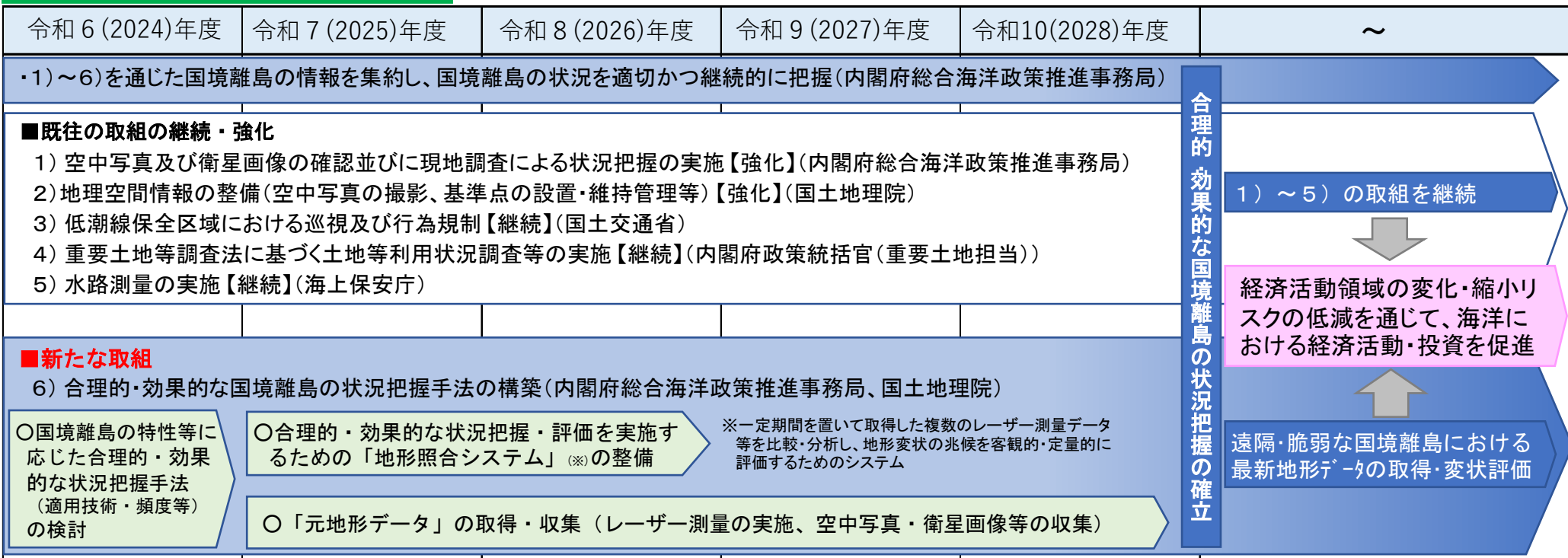
背景・現状及び施策の必要性

- 海洋開発・利用の推進に係る全ての取組の基盤として、国境離島の状況を適切かつ継続的に把握することが特に重要。
- 他方、国境離島に関する諸条件の厳しさゆえ、より合理的・効果的な手法の導入するなどの環境整備が必要。

達成すべき目標

- 令和10(2028)年度までに、国境離島における地形変状の兆候を早期に把握できる環境・体制を整備。
- 経済活動領域の変化・縮小リスクの低減を通じて、海洋の持続可能な開発・利用に係る経済活動・投資を促進。

取組の方向性



【関係者の役割】 内閣府海洋事務局:1)、6) 国土地理院:2)、6) 国土交通省:3) 内閣府重要土地担当:4) 海上保安庁:5)

主な成果指標

- 令和10(2028)年度までに、特に遠隔・脆弱な国境離島とその周囲の現況地形データ(元地形データ)の取得 [100%取得]
- 令和10(2028)年度までに、国境離島473島の状況把握に必要な空中写真の撮影等の実施 [100%実施]
- 令和10(2028)年度までに、合理的・効果的な国境離島の状況把握手法を確立

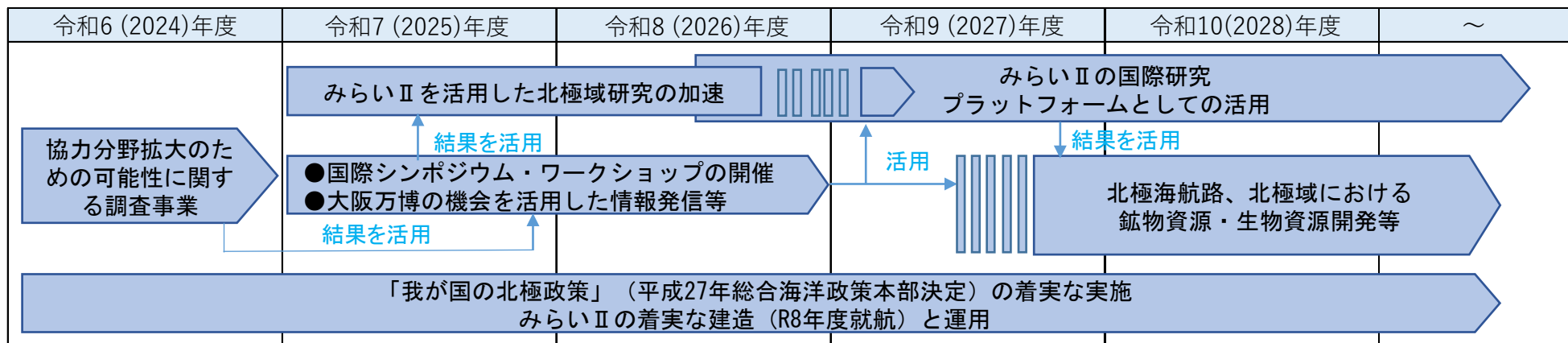
## 背景・現状及び施策の必要性

- ロシアのウクライナ侵攻により、北極における協力推進が一時的に困難になったが、北極進出を継続する国あり。
- 北極の開発・利用が我が国にとって適切な形で進むよう、国際連携の下、日本が一定の関与を確保できる状況創出が必要。

## 達成すべき目標

国際シンポジウム・ワークショップの開催及び令和8年度以降のみらいⅡの国際研究プラットフォーム化による成果等を活用し、日本が主導的な役割を担って、北極海航路や北極域における鉱物資源・生物資源の開発等につなげる。

## 取組の方向性



## 【関係者の役割】

内閣府：分野横断的かつ現実的なポテンシャルや将来像の提示、関係省庁による取組促進のための取組の進捗確認や必要な調整等  
 文科省、JAMSTEC、極地研：みらいⅡの建造及び国際研究プラットフォーム化の推進、北極域研究の推進  
 外務省、環境省、農水省（水産庁）：「法の支配」に基づく国際ルール形成への積極的な参加等  
 経産省、国交省：北極の産業開発及び利用に関する関係者の動向把握及び情報収集・提供

## 主な成果指標

- 令和6 (2024)年度までに北極ポテンシャルの各分野について専門家やステークホルダーを特定、令和7 (2025)年度及び令和8 (2026)年度に国際シンポジウム・ワークショップを開催する等により、我が国の北極政策に対する理解促進及び関係各国との連携強化を図る。
- 令和8 (2026)年度のみらいⅡの就航以降、令和12 (2030)年度ごろに予定される北極海同時広域観測計画（SAS-2）などの国際的な観測計画において、各国の機関との調整、若手研究者の参加促進、情報発信等に中核的な役割を果たすとともに、共同観測に参画し、実施後のデータ共有・利活用を促進すること等により、国際研究プラットフォーム化を実現していく。
- これらの成果を活用することで北極海航路や北極域における鉱物資源・生物資源の開発等につなげる。